

運動選手の飲酒に関する調査研究

発表者 田澤 祐佳
指導教員 巽 申直

キーワード：運動選手、運動部、大学生、飲酒、飲酒行動

1. 緒言

過去 5 年間で急性アルコール中毒による救急搬送者数は、東京消防庁管内において平成 21 年に 9,435 人が搬送されている。平成 17 年の 13,583 人と比べると減少傾向にある。しかし、依然として、年間約 10,000 人が救急車で病院に運ばれている。急性アルコール中毒で搬送された人を年代別にみると、20 歳代から 30 歳代に集中している。理由として、「グループで盛り上がり過ぎて飲酒をする機会が多いこと」、また「経験の浅さから自分の適量が分からずに無謀な飲酒をしてしまうこと」などが指摘されている。

警視庁によると、原付以上運転者の飲酒別死亡事故件数は、ここ 10 年間で減少傾向にあるが、未だ事故は無くならない。平成 19 年 9 月に飲酒運転の罰則化、平成 21 年 6 月には悪質・危険運転者に対する行政処分が強化されてきているが、飲酒選手を根絶させるためには一人ひとりが飲酒に関する知識をもたなければならない。

また、多量飲酒による健康被害も問題視されている。アルコールによる臓器障害及び、発ガン、糖尿病、感染症のリスクを高め、妊婦の飲酒は、胎児性アルコール症候群が現れ、顔面奇形、身体発達や知的発達に障害をもたらし。

大学生の飲酒行動に関する先行研究はみられるが、運動選手の飲酒に関する調査はほとんどない。

そこで、本研究は、将来、教員志望の教育学部体育系学生を対象に、飲酒に対する意識や知識、飲酒行動の実態を調査し、飲酒に関する教育指導の一資料を得ることを目的とする。

2. 研究方法

2-1 調査対象

特定の一部地域による偏りを避け、全国の国立教育系大学（北海道教育大岩見沢校、山形大、新潟大、富山大、宇都宮大、茨城大、埼玉大、横浜国立大、滋賀大、大阪教育大、広島大、香川大、鳴門教育大、福岡教育大、熊本大）15 校を調査対象として選択し、各大学の保健体育科及びスポーツ・健康コースに所属する 3 年次を対象とした。

2-2 調査方法

調査は無記名自記式質問用紙法¹⁾によって実施した。平成 23 年 10 月下旬に、各大学に調査用紙を郵送し、同封の返信用封筒を用いて返信してもらうようにして実施した。なお、茨城大学は授業時間の一部を利用して調査を行った。

2-3 調査内容

調査項目は、対象者の属性、飲酒行動に関する項目、飲酒強要に関する項目、飲酒意識に関する項目、飲酒知識に関する項目の合計 51 項目とした。

3. 結果

2-4 サンプルングの抽出

収集データ数は合計 443 名であったが、成人運

動部所属学生を対象とすることから、未成年者（12 名）、運動部無所属（45 名）及びミス記入や未記入があった回答用紙は除外したため、385 名（男子 239 名、女子 143 名（37.9%））を分析対象とした。地域別の内訳は、北海道・東北地方 2 校 53 名（13.8%）、関東地方 4 校 100 名（26.0%）、中部地方 2 校 46 名（11.9%）、近畿地方 2 校 52 名（13.5%）、中国四国地方 3 校 79 名（20.5%）、九州地方 2 校 55 名（14.3%）であった。また、運動種目の内訳は、個人種目 84 名（26.0%）、武道種目 43 名（13.3%）、ネット型種目 64 名（19.8%）、ゴール型種目 132 名（40.9%）であった。

3. 結果と考察

3-1 飲酒経験・飲酒理由について

飲酒経験のある者の回答は 98.7%であった。性別で見ると、男性の飲酒経験者は 99.2%、女性は 97.9%であった。この割合は、一般学生を対象とした青木の報告（男性 94.6%、女性 90.9%）と比較すると、体育科学生の飲酒経験は一般学生より男女とも高かった。ほとんどの運動部学生は飲酒をしているが、飲酒未経験者の「飲酒をしない理由」として「お酒が嫌いだから」、「自分の健康のため」という回答があり、中には「部活動で禁止されている」という回答もあった。

初めて飲酒をした年齢の回答では、未成年時に飲酒を経験した回答であり、82.6%と非常に高かった。性別で見ると、男子 84.8%、女子 79.0%であり、男子の方が未成年時における飲酒割合は高かった。また、地域別で見ると、北海道東北地方 86.3%、関東地方 86.7%、中部地方 91.3%、近畿地方 75.0%、中国四国地方 84.6%、九州地方 69.1%であり、未成年時における飲酒経験には地域差が多少窺えた。運動種目別で見ると、個人種目 88.1%、武道種目 76.7%、ネット型 84.4%、ゴール型 79.5%の割合であり、武道種目の割合が低かった。

飲酒理由（複数回答）の回答を見ると、体育科学生では「付き合いのため」（72.7%）が最も多かった。次いで、「ストレス発散できるから」（44.3%）、「お酒が好きだから」（36.9%）が上位を占める回答であった。青木(2011)の報告による理由、「付き合いのため」（70.5%）、「お酒が好きだから」（24.9%）、「ストレス発散のため」（18.5%）と比較すると、大学生の飲酒理由は、「付き合いのため」に飲酒していることが最も高いものと捉えることができる。しかし、体育科学生はストレス発散のための回答の割合も高かった。

3-2 飲酒行動について

飲酒頻度に関する回答では、「月に 1.2 回以上」が最も多く、90.0%であった。性別で見ると、男子 91.6%、女子 87.4%であった。青木の結果（男子 74.6%、女性 83.4%）と比較すると、体育科学生の飲酒頻度は高いことが窺える。地域別で見ると、

北海道東北地方 100.0%、関東地方 86.7%、中部地方 84.8%、近畿地方 86.5%、中国四国地方 94.9%、九州地方 87.3%であり、北海道東北地方の体育科生は全員が月に1~2回以上と回答していた。種目別に更に飲酒頻度をみると、週1-2回は個人種目 22.6%、武道種目 41.9%、ネット型 32.8%、ゴール型 37.9%であり、武道種目の飲酒頻度が高かった。

飲酒をする時、通常どのくらいの量を飲むかの回答では、6単位以上が最も多く、43.9%（男子 48.1%、女子 36.9%）であった。一般学生（男子 43.4%、女子 31.5%）と比較すると、体育科学生の飲酒量はやや多い回答であった。地域別で見ると、北海道東北地方 51.0%、関東地方 57.1%、中部地方 40.0%、近畿地方 29.4%、中国四国地方 39.7%、九州地方 36.4%の回答であり、北海道東北地方と関東地方の大学では半数以上が6単位以上の飲酒量に対し近畿地方は30%未満の回答であり、地域による相違がみられた。種目別で見ると、6単位以上は、個人種目 44.0%、武道種目 46.5%、ネット型 49.2%、ゴール型 40.2%の回答であり大きな相違はみられなかった。

表1 飲酒量(地域別)

	地域別							合計
	北海道・東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国・四国地方	九州地方		
0.5≤2.0	6 11.8%	12 12.2%	8 17.8%	14 27.5%	11 14.1%	13 23.6%	64 16.9%	
2.0<6.0	19 37.3%	30 30.6%	19 42.2%	22 43.1%	36 46.2%	22 40.0%	148 39.2%	
6.0<	26 51.0%	56 57.1%	18 40.0%	15 29.4%	31 39.7%	20 36.4%	166 43.9%	
合計	51 100.0%	98 100.0%	45 100.0%	51 100.0%	78 100.0%	55 100.0%	378 100.0%	

3-3 飲酒強要について

「飲酒強要や一気飲みを勧められた経験の有無」の質問では、「ある」とした回答は、83.8%（男子 86.3%、女子 79.7%）であった。

「飲酒の強要を受け入れたことがあるか」では、「ある」の回答は、97.5%（男子 98.0%、女子 96.5%）であり、一方、「飲酒の強要を断ったことがあるか」の質問を見ると、「ある」の 73.7%

（男子 72.3%、女子 76.3%）の回答であり、男女ともに飲酒の場における飲酒強要は一般的なものと推察されるが、受け入れについては、臨機応変の態度が窺える。特に、「飲酒の強要をどのように断ったか」の質問では、「酔ったふり、38.6%」、「自分の適量を超えている 36.5%」、「他の人に飲ませた 26.6%」の回答が多かった。また、「飲酒の強要をどのような理由で受け入れたか」の質問では、「付き合い 78.2%」、「場の雰囲気盛り上げる 42.7%」の回答が高かった。飲酒理由で「付き合い」が最も多いことから考えると、飲酒の強要を止むを得ないものとし、人間関係に気遣った飲酒行動をしていることが推察される。

「一気飲みや早飲み競争をさせたことがあるか」の質問に「ある」と回答した種目では、個人種目 58.3%、武道種目 44.2%、ネット型種目 70.3%、ゴール型種目 57.3%であり、ネット型の集団スポーツ種目が他の種目より高かった。一方、「相手の体質や意向に関係なく飲酒を勧めたことがあるか」、「意図的な酔いつぶしをしたことがあるか」等のアルコールハラスメントに関する質問では、武道

種目が他の種目に比して「ない」と回答した割合が高かった。しかしながら、武道種目は、「飲酒強要させることについてどう思うか」の質問では、「少しなら強要してもよい」の回答が 52.4%と他の種目より高かった。このことは、「付き合い」をより重視する対人関係が反映されているものと推測される。

表2 飲酒強要させることについてどう思うか(種目別)

	種目別				合計
	個人種目	武道種目	ネット型	ゴール型	
してはいけない	10 17.9%	4 19.0%	9 20.0%	22 26.2%	45 21.8%
してはいけないと思 っているが強要してしま	20 35.7%	6 28.6%	21 46.7%	25 29.8%	72 35.0%
少しなら強要してもいい	24 42.9%	11 52.4%	15 33.3%	34 40.5%	84 40.8%
強要してもいい	2 3.6%			3 3.6%	5 2.4%
合計	56 100.0%	21 100.0%	45 100.0%	84 100.0%	206 100.0%

3-4 飲酒知識について

「自動車やバイクの飲酒運転と自転車の飲酒運転では、罰則の程度はどのようになっていますか」の質問では、「自動車やバイクの方が厳しい」49.1%、「どちらも罰則は同じ」37.6%より高い回答であった。自動車やバイク、自転車の罰則は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金であるにも拘わらず低い正答率であった。また、「未成年者飲酒禁止法という法律を知っているか」については「聞いたことはあるが内容はわからない」の回答が 55.9%であった。

「お酒を飲んでも酔っていなければ、自動車やバイクの運転をしてもよいと思うか」の質問では、「そう思う」1.8%、「ややそう思う」2.4%、「どちらとも言えない」4.6%「あまりそう思わない」3.7%の肯定する回答が 12.5%あり、さらに、「飲酒運転をして警察に捕まった場合、誰が罰則を受けるか」の質問においても、運転者本人以外の同乗者の回答の割合は 75.6% と低かった。

項目	性別	男性		女性		合計	
		回答数	回答率	回答数	回答率	合計	%
自動車やバイクの飲酒運転と自転車の飲酒運転では罰則の程度はどのようになっているか	どちらが厳しいか	106	44.5%	82	56.6%	188	49.1%
	自転車のほうが厳しい	6	2.5%	2	1.4%	8	2.1%
	どちらも罰則は同じ	101	42.4%	43	29.7%	144	37.6%
	わからない	25	10.5%	18	12.4%	43	11.2%
合計		238	100.0%	145	100.0%	383	100.0%
未成年者飲酒禁止法という法律を知っているか	法律の内容について知っている	94	39.5%	56	38.6%	150	39.2%
	聞いたことはあるが内容はわからない	130	54.6%	84	57.9%	214	55.9%
	聞いたことがない	14	5.9%	5	3.4%	19	5.0%
合計		238	100.0%	145	100.0%	383	100.0%

4. まとめ

飲酒行動、飲酒強要に関して種目特性の関与が推測される。また教員志望の学生に更なる飲酒運転に関する知識の指導が必要と思われる。

5. 参考文献

- 1) 青木大地：平成 22 年度卒業研究。大学生の飲酒行動、意識・知識に関する研究—アルコールハラスメントに着目して— 2010
- 2) 警視庁 飲酒運転の罰則等
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/insyu/insyu_bassoku.htm
- 3) 警視庁・交通事故統計：原付以上運転者(第 1 当事者)の飲酒別死亡事故件数の推移
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001083126>
- 4) 京都府県警：「自転車のルールと罰則」